

○尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する 条例

平成3年2月25日

条例第9号

改正 平成29年12月26日 条例第35号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)第20条第1項、第20条の2第1項及び第20条の3の規定に基づき、商業地域及び近隣商業地域内の建築物における駐車施設の附置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。
- (2) 近隣商業地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域をいう。
- (3) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(仮設建築物を除く。)をいう。
- (4) 駐車施設 自動車の駐車のための施設をいう。
- (5) 自動車 法第2条第4号に規定する自動車をいう。
- (6) 延べ面積 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。)をいう。
- (7) 特定部分 建築物のうち法第20条第1項に規定する特定用途に供する部分をいう。
- (8) 非特定部分 建築物のうち法第20条第1項に規定する特定用途以外の用途に供する部分をいう。
- (9) 大規模の修繕 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。
- (10) 大規模の模様替 建築基準法第2条第15号に規定する大規模の模様替をいう。

(平29条例35・一部改正)

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第3条 商業地域又は近隣商業地域(以下「適用地域」という。)内において、次表(あ)項に掲げる計算式により算出した面積(以下「基準面積」という。)が1,500平方メートルを超えることとなる建築物を新築しようとする者は、当該建築物の延べ面積を同表(い)項に掲げる延べ面積に区分し、それぞれの延べ面積をその区分に応ずる同表(う)項に掲げる面積で除して得た数値を合計したもの(以下「合計数値」という。)(延べ面積が6,000平方メートル未満となる建築物にあつては、合計数値に同表(え)項に掲げる計算式により算出した数値を乗じて得た数値。以下「最低駐車台数」という。)以上の台数の自動車を駐車させることができる駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(あ)	特定部分の延べ面積＋非特定部分の延べ面積×2分の1		
(い)	(1) 特定部分のうち百貨店その他の店舗の用途に供する部分の延べ面積	(2) 特定部分のうち(1)の用途に供する部分以外の部分の延べ面積	(3) 非特定部分の延べ面積
(う)	200平方メートル	250平方メートル	450平方メートル
(え)	1－(1,500平方メートル×(6,000平方メートル－建築物の延べ面積))／(6,000平方メートル×(お)項に掲げる計算式により算出した面積－1,500平方メートル×建築物の延べ面積)		
(お)	特定部分の延べ面積＋非特定部分の延べ面積×2分の1		
摘要			

- 1 特定部分のうち観覧場の用途に供する部分には、屋外観覧席の部分を含むものとする。
- 2 非特定部分の延べ面積には、住宅の用途に供する部分その他規則で定める用途に供する部分の床面積を算入しない。

2 特定部分のうち事務所の用途に供する部分の延べ面積が10,000平方メートルを超えることとなる建築物については、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積のうち10,000平方メートルを超える部分の延べ面積を次表の左欄に掲げる部分に区分し、それぞれの部分の面積にその区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た面積を合計したものに10,000平方メートルを加えて得た面積を、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積とみなして、前項の規定を適用する。

区分	率
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の部分	10分の7
50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下の部分	10分の6
100,000平方メートルを超える部分	10分の5

3 最低駐車台数は、第1項(前項の規定により適用される場合を含む。)の規定により算出されたものの数値に1未満の端数があるときはこれを切り上げ、その算出されたものの数値が2未満であるときはこれを2とする。

(平29条例35・一部改正)

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第4条 適用地域内において、基準面積が1,500平方メートルを超える建築物を増築し、若しくは建築物の基準面積が1,500平方メートルを超えることとなる増築をしようとする者、基準面積が1,500平方メートルを超える建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)のために大規模の修繕若しくは大規模の模様替(以下「大規模修繕等」という。)をしようとする者又は建築物の用途変更で当該用途変更により当該建築物の基準面積が1,500平方メートルを超えることとなるもののために大規模修繕等をしようとする者は、これらの増築後又は用途変更後の建築物について前条の規定を適用したならば算出されることとなる最低駐車台数からこれらの増築前又は用途変更前の建築物について同条の規定を適用したならば算出されることとなる最低駐車台数(これらの増築前又は用途変更前の建築物の基準面積が1,500平方メートル以下であった場合は、1。以下「変更前最低駐車台数」という。)を減じて得た数値(これらの増築前又は用途変更前の建築物の新築について同条又は第7条の規定が適用されていなかった場合で、当該数値が0となるときは、1)以上の台数の自動車を駐車させることができる駐車施設を、これらの増築後若しくは用途変更後の建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の増築又は用途変更に係る建築物について、当該増築又は当該用途変更のための大規模修繕等の工事の着手の際現に変更前最低駐車台数を上回る台数の自動車を駐車させることができる駐車施設(以下「特定駐車施設」という。)が附置され、又は特定駐車施設で専ら当該建築物を利用する者のためのものが設置されている場合において、当該変更前最低駐車台数を上回る台数の自動車を駐車させることができる部分を専ら当該増築後又は用途変更後の建築物を利用する者のための駐車部分(自動車の駐車のために供する部分をいう。以下同じ。)として使用しようとするときにおける同項の規定の適用については、この項の規定を適用せずに前項の規定を適用したならば算出されることとなる数値から当該変更前最低駐車台数を上回る分の台数(その使用に係る台数に限る。)を減じて得た数値をもって、同項の規定により算出した数値とみなす。

(平29条例35・一部改正)

(建築物の敷地が適用地域の内外にわたる場合の措置)

第5条 建築物の敷地が適用地域の内外にわたる場合における前2条の規定の適用については、当該敷地の過半が適用地域内に属するときはこれらの規定を適用し、当該敷地の過半が適用地域外に属するときはこれらの規定は適用しない。

(適用除外)

第6条 建築物の敷地でその全部又は過半が適用地域外に属していたものの全部又は過半が適用地域内に属することとなった場合は、その適用地域内に属することとなった日から起算して6月以内に当該敷地において次のいずれかに該当する行為に係る工事に着手する者については、当該行為の区分に応じ、当該号に定める規定は、適用しない。

(1) 建築物の新築 第3条

(2) 建築物の増築又は用途変更のための大規模修繕等 第4条

(平29条例35・追加)

(駐車施設の附置の特例)

第7条 第3条第1項(同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)又は第4条第1項の規定により駐車施設を附置すべき者は、交通の安全の確保若しくは交通の円滑化を図ることができ、又はその附置すべき駐車施設に係る建築物若しくは当該建築物の敷地の有効な利用に資すると市長が認める場合その他当該建築物又は当該建築物の敷地内に当該駐車施設を附置することができないことについて市長がやむを得ない理由があると認める場合は、これらの規定にかかわらず、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に、前条各号に掲げる行為の区分に応じ当該号に定める規定により算出した数値以上の台数の自動車を駐車させることができる駐車施設で専ら当該建築物を利用する者のためのものを設置しなければならない。

(平29条例35・追加)

(駐車施設の規模及び構造)

第8条 第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により附置され、又は前条の規定により設置される駐車施設(以下この条において「駐車施設」という。)は、駐車部分の規模を、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行き5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものでなければならない。ただし、10台以上の台数の自動車を駐車させることができる駐車施設にあっては、総駐車台数の10分の1に相当する台数から、車椅子利用者のための駐車部分(次項の規定に適合するものに限る。)に自動車を駐車させることができる台数を減じて得た台数以上の駐車部分の規模を、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行き6メートル以上としなければならない。

2 駐車施設には、駐車台数1台につき幅3.5メートル以上、奥行き6メートル以上の車椅子利用者のための駐車部分を1台分以上確保しなければならない。

3 駐車施設は、自動車が安全かつ円滑に走行することができる車路により道路(建築基準法第42条に規定する道路をいう。)に通じているものでなければならない。

4 前各項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができると市長が認めるものについては、適用しない。

5 前各項に規定するもののほか、駐車施設は、規則で定める規模及び構造その他の技術的基準に適合させなければならない。

(平29条例35・旧第6条繰下・一部改正)

(駐車施設に係る建築物等の届出)

第9条 第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により駐車施設を附置し、又は第7条の規定により駐車施設を設置すべき者(以下「附置義務者」という。)は、その附置し、又は設置すべき駐車施設に係る建築物について新築し、増築し、又は用途変更のために大規模修繕等をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該建築物及び当該駐車施設の位置その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(平29条例35・追加)

(駐車施設の附置等に係る工事等の完了の届出)

第10条 附置義務者は、その附置し、又は設置すべき駐車施設の附置又は設置に係る工事その他の必要な行為が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(平29条例35・追加)

(駐車施設の維持管理)

第11条 第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により附置され、又は第7条の規定により設置された駐車施設に係る建築物又は当該駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するように維持し、及び管理しなければならない。

(1) 当該駐車施設に駐車させることができる自動車の台数が、第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により附置し、又は第7条の規定により設置すべき駐車施設にこれらの規定により少なくとも駐車させることができることとすべき自動車の台数以上の台数であること。

(2) 第8条第1項から第3項まで及び第5項の規定に適合すること。

(3) 当該駐車施設の設置の目的に適合すること。

(平29条例35・旧第8条繰下・一部改正)

(報告の聴取等)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、附置義務者又は建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者に対し、相当の期限を定めて駐車施設の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物若しくは駐車施設に立ち入らせ、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平29条例35・旧第9条繰下・一部改正)

(指導及び勧告等)

第13条 市長は、第3条第1項、第4条第1項、第7条、第8条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第11条の規定に違反している者に対し、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を行う場合において、必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る違反を是正するための計画を記載した書類の提出を求めることができる。

(平29条例35・追加)

(措置命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく同項の規定により定めた期限までに当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(平29条例35・追加)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平29条例35・旧第11条繰下)

(罰則)

第16条 第14条の規定による命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対し、これを拒み、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、200,000円以下の罰金に処する。

3 第9条前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の罰金に処する。

(平29条例35・旧第12条繰下・一部改正)

(両罰規定)

第17条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する

ほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(平29条例35・旧第13条繰下・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に尼崎市住環境整備条例(昭和59年尼崎市条例第44号)第23条の開発事業の届出又は建築基準法第6条第1項の確認の申請(以下「届出等」という。)を受理されている者については、その現に受理されている届出等に係る建築物の新築、増築又は大規模修繕等(以下「新築等」という。)に限り、この条例は適用しない。ただし、この条例の施行の日から起算して6月以内に当該建築物の新築等の工事に着手しない場合は、この限りでない。

付 則(平成29年12月26日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則(平成3年尼崎市規則第44号)第4条の規定による届出をした者で、この条例による改正後の尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項(同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)又は第4条第1項の規定を適用したならばこれらの規定により駐車施設(尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第2条第4号に規定する駐車施設をいう。以下同じ。)を附置すべき者に該当することとなるものについては、改正後の条例第9条の規定による届出をした者とみなす。
- 3 この条例による改正前の尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により附置され、又は同条例第7条の規定により設置された駐車施設で、改正後の条例第3条第1項又は第4条第1項の規定を適用したならばこれらの規定により駐車施設を附置すべき者に該当しないこととなる者が附置し、又は設置したものについては、施行日以後は、改正後の条例第8条第1項から第3項まで及び第5項、第10条、第11条並びに第12条第1項の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(委任)
- 5 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。